



株式会社ラック

証券コード：3857

第15回

定時株主総会

招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、
「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」
および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、
当社ウェブサイト(<https://www.lac.co.jp/>)に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムの基本方針（2021年4月1日改定）」を決議しており、その内容は以下のとおりです。

当社は、当社および子会社からなる企業集団（以下、本基本方針において「ラックグループ」という）の全ての取締役、監査役、執行役員ならびに従業員の法令等遵守と、適正な業務執行を確保するため、この基本方針を制定する。

① 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、ラックグループコンプライアンスポリシーを制定し、ラックグループの全ての取締役、執行役員および従業員が法令、定款および社内規程を遵守し、企業倫理、社会倫理に則って業務を遂行すべき旨を周知徹底する。
- ロ. 当社は、コンプライアンスに関する相談や通報のための内部通報制度を整備する。また、通報等の内容を秘守するとともに、通報者への不利益な扱いを行わない旨を定める。
- ハ. 内部監査部門は、内部監査に関する規程に基づき、従業員が法令、定款および社内規程を遵守し、適正に職務を執行しているかどうかを監査し、その監査結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に報告する。

② 取締役および執行役員の職務の執行に係わる情報の保存ならびに管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定に係わる情報は、管理規程を定めて適切に記録・保存・管理するとともに、必要に応じて管理規程の見直しを行い、株主を含む権限者および必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

③ 損失の危機（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営上の重要事項に関しては、取締役会もしくは、その他の重要な意思決定機関において、必要なリスク評価を行った上で、最終的に評価・決裁する体制を整備・運用する。

- ロ. ラックグループの事業活動全般にわたり生じうるリスクについて、リスク情報の把握、評価・分析、対策、体制等について定めた規程を整備し、リスクを最小限に抑える体制を構築するとともに、リスク管理およびリスクマネジメント活動の維持・推進にあたる。
- ハ. 不測の事態が発生した場合に迅速に対処し、事業継続および復旧活動を着実に行うため、危機管理に関する規程を制定し、緊急時における対応体制を整備する。また、発生した事件、事故等の履歴を管理し、再発防止に努める。

④ 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役会を定期的開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役の責任と権限に関する基本事項を定めた取締役会規程に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および業務分掌に関する規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ハ. 取締役会を経営方針の決定と業務執行の監督を行う機関として位置付けるため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を図り、業務執行の効率化と迅速化を推進する。

⑤ ラックグループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、本基本方針を子会社と共有し、グループ全体における周知徹底を図る。
- ロ. 子会社の管理については、関係会社管理に関する規程において基本的事項を定め、各社における経営の重要事項などを当社に報告し、必要な場合には事前に承認を得る体制を整備する。
- ハ. 当社の定めるリスクマネジメント方針を子会社と共有するとともに、各社から定期的にリスク評価および対策について報告を受ける体制を整備する。
- ニ. 子会社については、各社の業種、規模等に応じた管理体制を整備する。また、子会社各社には、当社から取締役および監査役を派遣し、各社の経営管理ならびに職務の執行の管理監督を行う。
- ホ. ラックグループコンプライアンスポリシーを、子会社各社に周知徹底する。また、内部監査部門は、子会社の内部統制の構築・運用状況を定期的に監査する。
- ヘ. ラックグループにおける法令違反などの問題を早期に発見し対応するため、子会社各社において、当社の内部通報制度を利用可能とし、その旨周知する。

⑥ ラックグループに係る財務報告の適正性を確保するための体制

- イ. ラックグループにおける財務報告については、金融商品取引法に基づく内部統制システムを構築し、信頼性を確保する。
- ロ. 財務報告に係る内部統制として、全社的な内部統制の状況や重要な業務プロセス等の把握・点検により、評価および改善を行う体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

⑧ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事権にかかる事項については監査役会と協議のうえ決定する。

また、当該従業員に対しては、取締役の指揮命令からの独立性を確保し、監査役の指示の実効性確保に努める。

⑨ 取締役、執行役員および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. ラックグループの取締役、執行役員および従業員は、監査役からの要請に応じ、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ロ. 監査役に対して、ラックグループの取締役、執行役員および従業員が、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を報告する体制を整備するとともに、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- ハ. 監査役の職務執行に必要な費用は、法令に則って会社が負担する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役が、代表取締役社長と定期的に会合を開催し、意見交換を行う体制を整備する。
- ロ. 監査役が、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および従業員から説明を求めるために必要な体制を整備する。
- ハ. 内部監査部門長の任免にあたっては、事前に監査役の同意を得ることにより、監査役が内部監査部門との連携を強化するために必要な体制を整備する。

- 二. 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図るための環境を整備する。
- ホ. その他、監査役の監査が実効的に行われるために、必要な体制を整備する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける「内部統制システムの基本方針」に基づく、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業倫理、社会倫理に則って業務を遂行すべき旨を周知徹底するため、企業行動規範、社員行動指針およびラックグループコンプライアンスポリシーを制定し、ウェブサイトに掲載し常時提示するとともに、当社グループの各子会社へ周知徹底し、グループ全社員を対象とした定期的な研修に加え、テーマを絞ったコンプライアンス研修を随時実施しております。

コンプライアンスに関する相談や通報のための内部通報制度については、職歴、適性等を踏まえて選任した管理職1名および常勤監査役を通報窓口とするほか、さらに匿名性や客観性を確保するため弁護士1名も通報窓口とし、社内・社外、性別、年齢等において多様性も考慮した制度運用の整備に努めております。また、通報等の内容を秘守するとともに、通報者への不利益な扱いを行わない旨を規定し、適切に運用しております。

なお、内部監査部門は、業務監査を実施し、監査結果については、適宜、報告を行っております。

② 取締役および執行役員の職務の執行に係わる情報の保存ならびに管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係わる情報は、それぞれの管理規程に従い議事録または稟議書等の重要な意思決定の記録を作成の上、文書管理規程に基づき保存・管理し、所要の閲覧に対応できるよう運用しております。

③ 損失の危機（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業活動全般にわたり生じうるリスクの管理について、リスクマネジメント規程を中心に、関連規程を整備しております。

当社では、リスク統括委員会およびその傘下にBCP、コンプライアンスリスク、事業戦略、事業管理の4分科会を設置し、事業継続、コンプライアンス、その他事業運営上のリスク等について、組織横断的にリスクへの対応状況のモニタリングおよび対策推進を図っております。また、各部門・子会社単位のリスクアセスメントに基づくリスク対策を立案・実施し、半期ごとのリスク状況および対策実施状況の点検を通じて、リスクマネジメント活動を維持、推進しております。

なお、当事業年度においては、リスク統括委員会は4回、BCP分科会は6回、コンプライアンスリスク分科会は5回、事業戦略分科会は14回、事業管理分科会は10回開催しました。

不測の事態が発生した場合に迅速に対処し、事業継続および復旧活動を着実に行うため、危機管理規程を制定し、緊急時における対応体制の整備と継続的な改善を図っており、当事業年度においては、昨年度来新型コロナウイルス感染拡大防止のため多くの社員が在宅勤務を実施していることから、ゼロトラスト対応推進の一環としてPCやスマートフォン等のデバイス管理やセキュリティ対策の強化を進めております。緊急事態発生時にリモートでも緊急対策本部を運営可能とするための体制等の整備を行いました。また、年に1回BCP訓練を実施しており、当事業年度においては、事業継続戦略の具体化と社員への浸透、新型コロナウイルスの教訓を生かしたBCP運用の強化を目標に訓練を実施し、得られた結果から改善活動を実施しております。

また、インシデント分析の月次および四半期報告により、発生事象の再発防止に努めるとともに、水平展開等による注意喚起と意識向上を図るほか、標的型メール攻撃対応訓練等、事故が発生した場合を想定した訓練の実施に加え、グループ会社を含め情報モラル研修、テレワークなど昨今のテーマを盛り込んだ情報セキュリティ研修など各種研修を実施し、事故の未然防止対策と事故発生時の対応力強化に努めております。

④ 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

責任と権限に関する基本事項を定めた取締役会規程に基づき、取締役会は、毎月定期的に開催するほか、必要に応じ適宜開催し、適正かつ効率的な職務執行を図っております。

また、執行役員制度を導入しており、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図り、意思決定の透明性を向上させるため、執行役員と当社との契約関係は委任契約とし、各領域を執行役員の担当制としております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、その一部権限を執行役員により構成される経営会議に委譲することに加え、組織分掌規程において、各職位の役割と責任、執行手続きの詳細について規定し、その具体的な執行権限は、稟議規程および職務権限規程に定めております。

なお、当事業年度においては、取締役会は14回、経営会議は49回開催しました。

⑤ ラックグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループの内部統制システムの基本方針について、子会社も含めて周知徹底を図っております。

また、各子会社の社長と当社社長が直接コミュニケーションを取る会議を適宜開催し、各社の課題の把握や対策の検討、グループ方針の伝達等をしております。

子会社の管理については、各子会社における経営上の重要事項等に関する当社への報告、事前承認手続き等、関係会社管理に関する基本的事項を関係会社管理規程に規定し運営しております。

各子会社には、当社から、取締役あるいは監査役またはその両方を派遣し、各社の経営管理ならびに職務執行の管理監督を行っているほか、内部監査部門が、リスクに応じて子会社の業務監査を実施し、内部統制システムの構築・運用状況を評価しております。

また、各子会社においても当社の内部通報制度利用を可能としており、その旨を各社において周知しております。

⑥ ラックグループに係る財務報告の適正性を確保するための体制

ラックグループの財務報告において、内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。また、財務報告に係る全社的な内部統制状況の把握・点検を行うとともに、重要な業務プロセスについては標準業務手順書（SOP）およびリスク・コントロール・マトリクス（RCM）等を用い、状況を把握し点検を行っております。これらを通じ、運用状況を評価し、必要に応じた改善活動を行っております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助する従業員として、専任のスタッフを配置しております。

⑧ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等については、事前に監査役の同意を得たうえで、その人事評価は監査役が実施するなど、監査役の指示の実効性が確保されるよう運用しております。

⑨ 取締役、執行役員および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、経営会議、その他重要会議に出席するほか、テーマに応じ四半期毎、また必要に応じて適宜に実施する代表取締役との意見交換や、監査役による取締役インタビューに加え執行役員インタビューにおいて業務執行等の状況の報告を受けるとともに、内部通報窓口で常勤監査役を置くなど、監査役への報告体制の整備に努めております。

なお、監査役の職務執行に必要な費用は、法令に則り、会社が負担しております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定が行われる会議へ出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、適宜、説明を求めることができる体制を整備しております。

また、監査役は、会計監査人と定期的に情報交換等を実施し、監査計画の説明や内部統制システムの状況等について報告を受けております。さらに、内部監査部門とは、日常的に情報交換、連携等を図るほか、内部監査部門長の任免に関する事前同意権を有し、監査の実効性の確保に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,000,000	4,010,943	7,241,209	△615,548	11,636,604
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	1,648,075	1,648,075			3,296,150
剰 余 金 の 配 当			△624,852		△624,852
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,401,240		1,401,240
自 己 株 式 の 取 得				△53	△53
自 己 株 式 の 処 分		17		1,040	1,058
連結除外に伴う利益剰余金 増 加 高			2,000		2,000
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	1,648,075	1,648,092	778,387	986	4,075,541
当連結会計年度末残高	2,648,075	5,659,036	8,019,596	△614,562	15,712,145

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	12,214	9,799	22,013	2,676	11,661,294
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行					3,296,150
剰 余 金 の 配 当					△624,852
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,401,240
自 己 株 式 の 取 得					△53
自 己 株 式 の 処 分					1,058
連結除外に伴う利益剰余金 増 加 高					2,000
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	29,295	5,874	35,170	△2,676	32,493
当連結会計年度変動額合計	29,295	5,874	35,170	△2,676	4,108,035
当連結会計年度末残高	41,509	15,674	57,183	-	15,769,329

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 株式会社アクシス
株式会社ソフトウェアサービス
株式会社ラックサイバーリンク
CSLINK Co.,Ltd.

2021年4月1日付で株式会社ラックサイバーリンクは株式会社アジアリンクから、CSLINK Co.,Ltd.はCyber Security LAC Co., Ltd.から商号変更しております。

②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 KDDIデジタルセキュリティ株式会社
ニューリジェンセキュリティ株式会社

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社ジャパン・カレント
- ・持分法を適用しない理由

株式会社ジャパン・カレントの当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

①連結の範囲の変更

株式会社アジアンリザレクションは、株式会社ラックサイバーリンクを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社は、保有株式の全てを売却いたしました。

株式会社ジャパン・カレントは、保有株式の一部を売却し、同社は当社の連結子会社から持分法非適用の関連会社になっております。

②持分法の適用の範囲の変更

ニューリジェンセキュリティ株式会社は、当連結会計年度において新たに合併会社として設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等…… 主として移動平均法による原価法を採用しております。当社が出資する投資事業組合等に対する出資については、当社の持分相当損益を営業外損益に計上し、投資有価証券を加減しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

- ・商品……主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品……主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～38年
構築物	10年～35年
工具、器具及び備品	4年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

株式会社アクシス、株式会社ソフトウェアサービス及び株式会社ラックサイバーリンクは、従業員の賞与の支給に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見積り額を計上しております。

ニ. 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ホ. 従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、通常の支払い条件は、1年以内であります。

イ. セキュリティソリューションサービス事業

セキュリティコンサルティングサービス、セキュリティ診断サービスの提供については、顧客との契約における履行義務の充足に従い、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

セキュリティ運用監視サービスの提供については、主に、顧客にサービスが提供される時間の経過とともに履行義務が充足されるため、契約書に定義したサービス提供期間にわたり均等に収益を認識しております。

セキュリティ製品販売、セキュリティ保守サービスは、主に他社から仕入れて販売しております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスやソリューションの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

ロ. システムインテグレーションサービス事業

開発サービスの提供については、作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

HW/SW（ハードウェア及びソフトウェア）販売、IT保守サービスは、主に他社から仕入れて販売しております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

ソリューションサービスの提供については、主に、契約書に定義したサービス提供の内容及び期間に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

⑦退職給付に係る負債の計上基準

CSLINK Co.,Ltd.は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 追加情報

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(2018年3月30日)等については2020年3月期の期首から適用しており、基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、変異株が発生するなど社会・経済情勢は依然として不透明な状況が続くことが想定されるものの、テレワーク等を活用した勤務形態が常態化するとともに、様々な事業・業務領域でクラウドがIT基盤として活用されるなど、社会のデジタル化は一層進展するものと思われま。一方で、このようなデジタル化とともにサイバー攻撃の脅威や被害は従来にも増して拡大し、サイバーセキュリティ対策需要も伸長することが見込まれます。また、当社では、引き続き最大限のテレワーク体制により、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることなく企業活動を行っております。当社は、このような見込み及び業務体制の下、計画を策定しており、当該前提において会計上の見積り(のれん及び繰延税金資産の回収可能性等)を行っております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の取締役（社外取締役は除きます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しており、2020年6月12日開催の指名・報酬諮問委員会に、対象者の変更について諮問し相当である旨の答申を得て、2020年6月19日開催の取締役会決議にて、取締役会長以外の非業務執行取締役を除き、取締役を兼務しない執行役員を本制度の対象としております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、取締役（非業務執行取締役を除き、取締役会長を含みます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役等に対し役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントを付与し、受益者要件を満たす者（当社の取締役等の地位から退任した者。ただし、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した者又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為があった者は、給付を受ける権利を取得できない。）に当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役等に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を参考に取締役等に対しても同取扱いを読み替えて適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、148,174千円及び157,800株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
該当事項はありません。

(2) 従業員向け株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気が高まることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、296,724千円及び316,000株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に含めて表示していましたが「ソフトウェア仮勘定」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「ソフトウェア仮勘定」は914,101千円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	433,541千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 当社グループにおけるのれんの概要

当社は、株式会社ラックサイバーリンク（以下、「ラックサイバーリンク」といいます。）の株式を100%取得し連結子会社としており、その取得をした際にのれんが発生しております。

ロ 算出方法等

・償却方法

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(5) 会計方針に関する事項 ⑥のれんの償却方法及び償却期間」に記載のとおりであります。

・減損損失の計上方法

a)概要

のれんの回収可能性は、子会社の業績や事業計画等を基に検討し、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、のれんの減損処理を行うこととしております。

b)グルーピングの方法

買収時に発生したのれんをラックサイバーリンクの超過収益力として認識しており、ラックサイバーリンクを1つの資産グループとし、取得時に見込んだ将来計画の達成状況を確認することにより超過収益力の毀損の有無を判定し、減損の兆候があると判断した場合には、減損損失の認識の判定を行っております。

c)減損の兆候把握の方法

減損の兆候の判定は、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益の状況や事業計画等と実績との比較及び経営環境の著しい変化の有無など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。

d)減損損失の認識判定方法

ラックサイバーリンクから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。将来キャッシュ・フローの見積り期間は、のれんの残存償却年数としております。

e)減損損失の測定方法

減損損失を認識する必要があると判断した、のれんを含む資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。回収可能価額は使用価値としております。

f)当連結会計年度における減損兆候の把握及び減損損失の認識判定結果

当連結会計年度において、のれんを含む資産グループについては、減損損失を認識する必要はないものと判断しております。

③主要な仮定

減損の兆候把握及び減損損失の認識判定に当たっては、ラックサイバーリンクに係る事業計画と実績の比較により行っております。事業計画に含まれる見積りに用いた重要な仮定は、割引前将来キャッシュ・フロー見込額の前提となる、売上高成長率、売上原価率、販売費及び一般管理費の見込額であります。

④翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	255,713千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、スケジュールリング可能な将来減算一時差異について回収可能性があるものとして繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じ、課税所得が変動した場合には、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 3,212,455千円

(2)偶発債務

当社は、2021年9月13日付にて、株式会社日本貿易保険（以下、「NEXI」といいます。）より、2017年3月31日付で締結した次期貿易保険システム業務システム開発請負契約に関し、既払金の返還、違約金の支払、損害賠償、不当利得返還等の支払いを求める請負代金返還等請求訴訟5,803,843千円の提起を受けております。

一方、当社からも同年11月5日付でNEXIに対して損害賠償請求等3,704,976千円の支払いを求める反訴を提起しております。

当社としては、今回のNEXIの請求は根拠がないものと考えており、訴訟手続において、当社の請求の正当性を明らかにする所存です。本件の訴訟及び当社の反訴が当社の今期業績に与える影響は現時点ではないと判断しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	26,683,120	4,610,000	—	31,293,120

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当により、新株式の発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	1,122,479	80	1,130	1,121,429

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式（当連結会計年度期首474,900株、当連結会計年度末473,800株）が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
3. 自己株式の株式数の減少のうち、1,100株は従業員向け株式給付信託の給付による減少であり、30株は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ. 2021年6月23日開催の第14回定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式

- ・配当金の総額 338,462千円
- ・1株当たり配当額 13.00円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月24日

(注) 2021年6月23日開催の第14回定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する自社の株式に対する配当金6,173千円が含まれております。

□. 2021年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

普通株式

- ・ 配当金の総額 286,390千円
- ・ 1株当たり配当額 11.00円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月2日

(注) 2021年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金5,216千円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年6月22日開催予定の第15回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

普通株式

- ・ 配当金の総額 398,391千円
- ・ 1株当たり配当額 13.00円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月23日

(注) 2022年6月22日開催予定の第15回定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金6,159千円が含まれております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業の計画や見通しを踏まえた資金計画に基づき、資金調達については主に銀行借入により行い、資金運用については主に短期的な預金など安全性及び流動性が高い金融商品で運用しております。デリバティブ取引は、金利、為替変動等によるリスクの回避に限定し、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金には顧客の信用リスクがありますが、販売管理規程に従って取引先ごとに回収期日管理と残高管理を行うことにより当該リスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に株式及び投資事業組合出資であり、市場価格の変動に伴う市場リスク、実質価額の変動等に伴う価格変動リスクがありますが、発行体の財務状況や時価、財産、運用状況等を定期的に把握することによりリスク管理を行っております。

買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

長期借入金は、営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクがあります。

また、当社グループでは、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券			
株式	94,650	94,650	—
その他	30,000	30,000	—
資産計	124,650	124,650	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,668,000	2,668,000	0
リース債務 (1年内返済予定のものを含む)	78,797	78,797	0
負債計	2,746,797	2,746,797	0
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

現金及び預金、売掛金

これらはすべて短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

負 債

買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

デリバティブ取引

該当するものではありません。

2. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	798,753
投資事業組合出資	98,327

これらについては(2)の表の「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	5,843,976	—	—	—
合計	5,843,976	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	1,332,000	1,336,000	—	—
リース債務	25,702	53,095	—	—
合計	1,357,702	1,389,095	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	94,650	—	—	94,650
その他	—	—	30,000	30,000
資産計	94,650	—	30,000	124,650

2. 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	2,668,000	—	2,668,000
リース債務 (1年内返済予定のものを含む)	—	78,797	—	78,797
負債計	—	2,746,797	—	2,746,797

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

その他は新株予約権であり、観察できない時価の算定に係るインプット使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)、リース債務 (1年内返済予定のものを含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 資産除去債務に関する注記

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

11. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

12. 企業結合に関する注記

事業分離

当社は連結子会社であるアイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社の全株式を2021年6月28日に譲渡いたしました。これにより、第1四半期連結会計期間の末日において同社を連結の範囲から除外しております。

(1)事業分離の概要

①分離先企業の名称

株式会社DTS

②分離した事業の内容

情報システムに関するネットワーク関連製品の販売及びサービスの提供

③事業分離を行った理由

ネットワーク基盤の設計・構築・運用管理を手掛けるシステム受託開発業を行うアイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社（以下、「INRC」といいます。）は、物理層の電気通信工事・現場環境の調査から運送・展開（組立）・設置・疎通確認・機器引上・リサイクルに至るまでをカバーし、ネットワーク基盤構築業務をワンストップで対応しています。しかしながら、現時点における当社の事業環境を踏まえると十分なシナジー効果を発揮できず、株式会社DTS（以下、「DTS」といいます。）にINRCを譲渡する事が、当社グループならびにINRCの企業価値拡大につながると判断し、本件株式譲渡を決定いたしました。本件株式譲渡により、INRCはDTSの子会社となり、ネットワーク基盤事業の強化・発展においてシナジーを創出し、さらなる成長を目指すこととなります。

④事業分離日

2021年6月28日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2)実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

子会社株式売却益 219,231千円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	297,037千円
固定資産	44,046
資産合計	<u>341,083</u>
流動負債	<u>150,252</u>
負債合計	<u>150,252</u>

③会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を特別利益の「子会社株式売却益」に計上しております。

(3)分離した事業が含まれていた報告セグメント
システムインテグレーションサービス事業

(4)当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	226,297千円
営業利益	△64,794

共同支配企業の形成

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 セキュリティソリューションサービス事業

事業の内容 サイバーセキュリティサービス事業

②企業結合日

2022年3月14日

③企業結合の法的形式

当社と株式会社野村総合研究所による共同支配企業の形成

④結合後企業の名称

ニューリジェンセキュリティ株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

デジタル革新（DX）に向けた潮流が激しさを増すなか、企業がパブリッククラウド^{*1}を利用する動きが目覚ましいものとなっています。このようなパブリッククラウド環境を前提とした中では、従来とは違った視点でのセキュリティ対策が求められます。それは、攻撃に対する「検知・対応」といった守りだけではなく、攻撃の「未然防止」といった攻めの対策までをカバーする必要がありますということです。自社の情報セキュリティを確保するためには「クラウドセキュリティ」分野への注力が今後ますます重要となってきます。

ニューリジェンセキュリティ株式会社は、当社と株式会社野村総合研究所、および株式会社野村総合研究所の100%子会社でセキュリティを専門とするNRIセキュアテクノロジーズ株式会社の3社が、各社で培ってきた豊富なセキュリティ関連の技術・知識・経験を持ち寄るとともに、「AI（人工知能）」の活用など先端技術分野にも積極的に取り組み、企業が求める高度な「クラウドセキュリティ」の実現を支援するマネージドセキュリティサービス^{*2}を提供してまいります。

※1 パブリッククラウド：不特定多数のユーザーに対し、インターネットを介してサーバーやソフトウェア、アプリケーションを提供するサービス（AWS（Amazon Web Services）、Azure、GCP（Google Cloud Platform）、OCI（Oracle Cloud Infrastructure）など）。

※2 マネージドセキュリティサービス（MSS）：企業や組織の情報セキュリティシステムの運用管理を、社外のセキュリティ専門企業などがトータルに請け負うサービス。

なお、ニューリジェンセキュリティ株式会社の概要等は以下の通りです。

名 称	ニューリジェンセキュリティ株式会社
所 在 地	東京都渋谷区
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大野 祐一
事業内容	サイバーセキュリティサービス事業
資本金	2億円
設立年月日	2022年3月14日
決算期	3月
出資比率	株式会社ラック：50%、株式会社野村総合研究所：50%

⑥共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、当社と株式会社野村総合研究所との間で、両社がニューリジェンセキュリティ株式会社の共同支配企業となる株主間契約を締結しており、企業結合に際して支払われた対価はすべて議決権のある株式であります。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在しておりません。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共同支配企業の形成として処理しております。

なお、この企業結合の結果、ニューリジェンセキュリティ株式会社は、共同支配企業に該当するため、当社の連結計算書類上、連結の範囲には含めず、持分法に準じた処理方法を適用しております。

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	セキュリティソリューションサービス事業	システムインテグレーションサービス事業	計	
セキュリティコンサルティングサービス (注)	3,737,583	—	3,737,583	3,737,583
セキュリティ診断サービス (注)	2,453,050	—	2,453,050	2,453,050
セキュリティ運用監視サービス (注)	5,822,920	—	5,822,920	5,822,920
セキュリティ製品販売	6,050,188	—	6,050,188	6,050,188
セキュリティ保守サービス	1,316,740	—	1,316,740	1,316,740
開発サービス (注)	—	15,356,855	15,356,855	15,356,855
HW/SW販売	—	2,493,223	2,493,223	2,493,223
IT保守サービス	—	3,428,570	3,428,570	3,428,570
ソリューションサービス (注)	—	2,000,993	2,000,993	2,000,993
顧客との契約から生じる収益	19,380,482	23,279,642	42,660,125	42,660,125
外部顧客への売上高	19,380,482	23,279,642	42,660,125	42,660,125

(注) セキュリティコンサルティングサービス、セキュリティ診断サービス、セキュリティ運用監視サービス、開発サービス及びソリューションサービスについては、主に役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,982,520
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,843,976
契約資産（期首残高）	6,060
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	1,346,040
契約負債（期末残高）	1,183,630

契約資産は、主に開発サービスの提供等において進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収等により売上債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に監視サービス及び製品販売、保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、984,103千円であります。

②残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務に配分した取引金額の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	14,278,334
1年超2年以内	1,548,409
2年超3年以内	665,708
3年超	439,735
合計	16,932,187

14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 522円65銭

(2) 1株当たり当期純利益 53円60銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、株式給付信託は157,800株、従業員向け株式給付信託は316,000株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、株式給付信託は157,800株であり、従業員向け株式給付信託は316,523株であります。

15. 重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携)

当社は、2022年4月20日開催の取締役会において、株式会社エルテス（以下「エルテス」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携」といいます。）を締結し、エルテスが実施する第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を引き受けることを決議いたしました。

(1) 本資本業務提携の理由

当社は、高度な知見とノウハウによる総合的なサービス提供を特徴としたサイバーセキュリティ事業を展開しており、特に、企業におけるセキュリティインシデント（事故につながる事態）の約7割^{*}を占める外部からのサイバー攻撃を早期検知・防御するためのセキュリティ運用監視サービスおよびセキュリティインシデント対応サービスをお客様に提供し、評価いただいています。

近年、新型コロナウイルス感染症を受けて、多くの企業がリモートワークによって事業継続性を確保したことにより、日々の社員の行動が把握しにくい環境となりました。その結果、内部からの情報の持ち出しなどによる内部不正を含めたインターナルリスクが注目され始めています。

エルテスは、セキュリティインシデントの約1割^{*}を占める内部不正に関して、専門的知見のもと独自のサービスを展開している企業です。当社とエルテスが得意領域を補完することで、セキュリティインシデントの約8割をカバーする強固なセキュリティ体制の提供が可能となり、当社は、エルテスと資本業務提携を行うことが、今後の事業の発展と株主の利益に資するものと判断し、本資本業務提携を締結することで合意に至りました。

なお、本第三者割当増資の引き受けに関しては、当社が2022年1月21日に開示しました第三者割当増資にかかる資金使途「成長市場を軸としたM&A、資本提携」の一環によるものであります。

※当社のサイバー救急センターに相談いただいたセキュリティインシデントの統計による。

(2) 本資本業務提携の内容等

①本資本提携の内容

当社は、エルテスが新たに発行する普通株式を第三者割当により引き受けます。同社が2022年5月17日に新たに発行する普通株式620,000株を総額605,120千円により引き受けることにいたしました。

②本業務提携の内容

当社とエルテスは、以下について業務提携を実施していく予定です。

イ. 運用監視サービスの事業拡大

エルテスの内部不正監視と当社のセキュリティ監視サービスを組み合わせたサービスを提供し、事業拡大を目指します。

ロ. インシデント対応サービスの事業拡大

当社のインシデント対応サービスにおいて、ソーシャルリスクの対策として、エルテスのソーシャルリスクマネジメントサービスを活用し、インシデント対応サービスの事業拡大を目指します。

ハ. データ分析技術を活用した新ビジネスの開発

エルテスのAIを活用したデータ分析技術と当社が保有する脅威情報をもとにして、新たなビジネスの創出を目指します。

(3) 本資本業務提携の相手先の概要

- ①名称 : 株式会社エルテス
- ②所在地 : 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地12
- ③代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 菅原 貴弘
- ④事業内容 : デジタルリスク、AIセキュリティ、DX推進
- ⑤資本金 : 814,981千円 (2022年2月28日現在)

(4) 日程

- 契約締結日 : 2022年4月21日
- 払込期日 : 2022年5月17日

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,000,000	250,000	4,298,993	4,548,993	7,236,974	7,236,974	△615,548	12,170,419
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	1,648,075	1,648,075		1,648,075				3,296,150
剰余金の配当					△624,852	△624,852		△624,852
当 期 純 利 益					1,380,398	1,380,398		1,380,398
自己株式の取得							△53	△53
自己株式の処分			17	17			1,040	1,058
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	1,648,075	1,648,075	17	1,648,092	755,545	755,545	986	4,052,699
当 期 末 残 高	2,648,075	1,898,075	4,299,011	6,197,086	7,992,520	7,992,520	△614,562	16,223,119

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	12,214	12,214	12,182,633
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			3,296,150
剰余金の配当			△624,852
当 期 純 利 益			1,380,398
自己株式の取得			△53
自己株式の処分			1,058
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	29,295	29,295	29,295
当期変動額合計	29,295	29,295	4,081,995
当 期 末 残 高	41,509	41,509	16,264,628

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・ 市場価格のない株式等…… 主として移動平均法による原価法を採用しております。当社が出資する投資事業組合等に対する出資については、当社の持分相当損益を営業外損益に計上し、投資有価証券を加減しております。

ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

②棚卸資産

- ・ 商品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・ 仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・ 貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	4年～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見積り額を計上しております。

③役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、通常の支払い条件は、1年以内であります。

イ. セキュリティソリューションサービス事業

セキュリティコンサルティングサービス、セキュリティ診断サービスの提供については、顧客との契約における履行義務の充足に従い、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等は、

サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

セキュリティ運用監視サービスの提供については、主に、顧客にサービスが提供される時間の経過とともに履行義務が充足されるため、契約書に定義したサービス提供期間にわたり均等に収益を認識しております。

セキュリティ製品販売、セキュリティ保守サービスは、主に他社から仕入れて販売をしております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスやソリューションの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

□. システムインテグレーションサービス事業

開発サービスの提供については、作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

HW/SW（ハードウェア及びソフトウェア）販売、IT保守サービスは、主に他社から仕入れて販売をしております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

ソリューションサービスの提供については、主に、契約書に定義したサービス提供の内容及び期間に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 追加情報

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(2018年3月30日)等については2020年3月期の期首から適用しており、基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」、「前受金」及び「前受収益」に含めて表示しております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、変異株が発生するなど社会・経済情勢は依然として不透明な状況が続くことが想定されるものの、テレワーク等を活用した勤務形態が常態化するとともに、様々な事業・業務領域でクラウドがIT基盤として活用されるなど、社会のデジタル化は一層進展するものと思われまます。一方で、このようなデジタル化とともにサイバー攻撃の脅威や被害は従来にも増して拡大し、サイバーセキュリティ対策需要も伸長することが見込まれます。また、当社では、引き続き最大限のテレワーク体制により、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることなく企業活動を行っております。当社は、このような見込み及び業務体制の下、計画を策定しており、当該前提において会計上の見積り(繰延税金資産の回収可能性等)を行っております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の取締役（社外取締役は除きます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しており、2020年6月12日開催の指名・報酬諮問委員会に、対象者の変更について諮問し相当である旨の答申を得て、2020年6月19日開催の取締役会決議にて、取締役会長以外の非業務執行取締役を除き、取締役を兼務しない執行役員を本制度の対象としております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、取締役（非業務執行取締役を除き、取締役会長を含みます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役等に対し役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントを付与し、受益者要件を満たす者（当社の取締役等の地位から退任した者。ただし、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した者又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為があった者は、給付を受ける権利を取得できない。）に当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役等に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を参考に取締役等に対しても同取扱いを読み替えて適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、148,174千円及び157,800株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
該当事項はありません。

(2) 従業員向け株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気が高まることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、296,724千円及び316,000株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に含めて表示していました「ソフトウェア仮勘定」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「ソフトウェア仮勘定」は914,101千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「助成金収入」は21,648千円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	135,989千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、スケジューリング可能な将来減算一時差異について回収可能性のあるものとして繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じ、課税所得が変動した場合には、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,373,170千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	173,976千円
② 短期金銭債務	346,006千円
(3) 偶発債務	

当社は、2021年9月13日付にて、株式会社日本貿易保険（以下、「NEXI」といいます。）より、2017年3月31日付で締結した次期貿易保険システム業務システム開発請負契約に関し、既払金の返還、違約金の支払、損害賠償、不当利得返還等の支払いを求める請負代金返還等請求訴訟5,803,843千円の提起を受けております。

一方、当社からも同年11月5日付でNEXIに対して損害賠償請求等3,704,976千円の支払いを求める反訴を提起しております。

当社としては、今回のNEXIの請求は根拠がないものと考えており、訴訟手続において、当社の請求の正当性を明らかにする所存です。本件の訴訟及び当社の反訴が当社の今期業績に与える影響は現時点ではないと判断しております。

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,434,305千円
外注費他	1,938,799千円
販売費及び一般管理費	421,634千円
営業取引以外の取引高	270,274千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,122,479	80	1,130	1,121,429

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(当事業年度期首474,900株、当事業年度末473,800株)が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
3. 自己株式の株式数の減少のうち、1,100株は従業員向け株式給付信託の給付による減少であり、30株は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税・未払事業所税	44,788千円
投資有価証券評価損	46,246千円
関係会社株式評価損	37,675千円
株式給付引当金	55,813千円
減価償却超過額	22,455千円
仕掛品評価損	382,234千円
その他	57,153千円
繰延税金資産小計	646,368千円
評価性引当額	△492,059千円
繰延税金資産合計	154,308千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△18,319千円
繰延税金負債合計	△18,319千円
繰延税金資産の純額	135,989千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等一時差異でない項目	0.3%
住民税均等割	0.6%
受取配当金	△4.4%
評価性引当振替	△1.6%
その他	0.1%
小計	△5.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.6%

11. 資産除去債務に関する注記

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 アクシス	福島県 喜多方市	100,000	情報システムに関する データセンターの運用・保守サービスの提供	(所有) 直接100.0	—	情報システムに関するサービスの委託	配当金の受取 (注)	135,360	—	—
子会社	株式会社 ソフトウェアサービス	東京都 千代田区	48,000	情報システムに関するアプリケーションソフトウェアの開発及びシステムの運用・保守サービスの提供	(所有) 直接100.0	兼任 1名	情報システムに関するサービスの委託	配当金の受取 (注)	89,088	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 配当金の受取については、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。

(2) 役員等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	喜多羅株式会社	神奈川県横浜市青葉区	10,000	経営コンサルティング業、他	-	-	当社執行役員CIO業務の委託	業務委託	19,659	未払金	2,292

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社執行役員喜多羅 滋夫氏及びその近親者が議決権の100%を保有しております。
2. 業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

13. 企業結合に関する注記

連結注記表「12. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

14. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	セキュリティソリューションサービス事業	システムインテグレーションサービス事業	計	
セキュリティコンサルティングサービス (注)	3,737,583	－	3,737,583	3,737,583
セキュリティ診断サービス (注)	2,453,050	－	2,453,050	2,453,050
セキュリティ運用監視サービス (注)	5,258,298	－	5,258,298	5,258,298
セキュリティ製品販売	6,050,188	－	6,050,188	6,050,188
セキュリティ保守サービス	1,316,740	－	1,316,740	1,316,740
開発サービス (注)	－	13,757,837	13,757,837	13,757,837
HW/SW販売	－	2,493,223	2,493,223	2,493,223
IT保守サービス	－	3,202,632	3,202,632	3,202,632
ソリューションサービス (注)	－	1,147,524	1,147,524	1,147,524
顧客との契約から生じる収益	18,815,861	20,601,217	39,417,078	39,417,078
外部顧客への売上高	18,815,861	20,601,217	39,417,078	39,417,078

(注) セキュリティコンサルティングサービス、セキュリティ診断サービス、セキュリティ運用監視サービス、開発サービス及びソリューションサービスについては、主に役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に
 同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	6,096,137
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	5,359,421
契約資産 (期首残高)	6,060
契約資産 (期末残高)	—
契約負債 (期首残高)	1,301,331
契約負債 (期末残高)	1,174,990

契約資産は、主に開発サービスの提供等において進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収等により売上債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に監視サービス及び製品販売、保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、939,466千円であります。

②残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務に配分した取引金額の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	14,006,778
1年超2年以内	1,548,409
2年超3年以内	665,708
3年超	439,735
合計	16,660,631

15. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 539円07銭

(2) 1株当たり当期純利益 52円80銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、株式給付信託は157,800株、従業員向け株式給付信託は316,000株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、株式給付信託は157,800株であり、従業員向け株式給付信託は316,523株であります。

16. 重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携)

連結注記表「15. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。